

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱

平成23年7月11日
23川ま情第860号
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が木造住宅の耐震性を高めるための工事を実施するにあたり、それに要する費用の一部を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、「木造住宅の耐震診断と補強方法(国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行 2004.07)」(以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。)によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 市長が川崎市木造住宅耐震診断士として登録を行った者をいう。
- (2) 施工者 市長が川崎市木造住宅耐震改修施工者として登録を行った者をいう。
- (3) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工し、木造在来工法で建築された平屋建て又は2階建ての住宅(店舗等の非住宅部分が延べ床面積の2分の1以下である併用住宅を含む。)をいう。
- (4) 判定委員会 川崎市木造住宅耐震診断判定委員会(社団法人神奈川県建築士事務所協会川崎支部内)又は市長がそれと同等以上と認める耐震判定を行う団体をいう。
- (5) 精密診断 補強工事前の木造住宅の状態について診断するために、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断士が行う精密診断をいう。
- (6) 補強計画 木造住宅の上部構造評点を1.0以上にするために、診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき作成する耐震改修の計画をいう。
- (7) 耐震改修計画 精密診断及び補強計画をいう。
- (8) 工事監理 診断士がその者の責任において、工事を補強計画と照合し、それが補強計画のとおり実施されているか確認することをいう(見積書の確認及び監理報告書の作成を含む。)
- (9) 補強工事 補強計画に基づき、木造住宅の上部構造評点を1.0以上とするために施工者が行う工事をいい、当該工事に係る工事監理を含む。
- (10) 一部補強工事 補強計画に基づき、木造住宅の1階部分に関し、その部分の上部構造評点を1.0以上とするために施工者が行う工事をいい、当該工事に係る工事監理を含む。
- (11) 追加補強工事 一部補強工事が完了した木造住宅について、補強計画に基づき、当該建築物の上部構造評点を1.0以上とするために施工者が

改めて行う工事をいい、当該工事に係る工事監理を含む。

(12) 非課税世帯 助成の対象となる者の世帯全員について過去2年分の市民税の非課税証明書を提示できる世帯をいう。

(施工者の登録等)

第3条 施工者の登録及び業務について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

(助成の対象建築物)

第4条 助成の対象となる建築物は木造住宅で、かつ、建築物の所有者の居住の用に供するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物以外のものとする。

(1) 一部又は全部を賃貸の用に供するもの

(2) 法人が所有するもの

(3) 共有する場合、過半の所有が法人であるもの

(4) 明らかに、建築基準法令の規定に適合していないもの

(5) 旧木造住宅耐震補強金物支給制度要綱(平成9年9月1日施行、平成17年3月31日廃止)第6条の規定による耐震補強金物の支給を受けたもの

(助成の対象者)

第5条 助成の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 前条に掲げる対象建築物を自ら所有し、かつ、当該木造住宅に居住する者又はその者と同居している配偶者若しくは1親等の親族

(2) 固定資産税及び市民税の滞納がない者

(助成の対象となる工事等)

第6条 助成の対象となる工事等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 判定委員会が適性であると判定した耐震改修計画(精密診断の結果、上部構造評点が1.0以上あり、補強工事を要さない場合は、精密診断に限る。次条において同じ。)

(2) 判定委員会が適性であると判定した補強工事

(3) 判定委員会が適性であると判定した一部補強工事

(4) 判定委員会が適性であると判定した追加補強工事

(助成金の額)

第7条 市長は第5条に規定する者に対し、前条に規定する工事等に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の一部について、予算の範囲内で次の各号に定める額を助成する。

(1) 耐震改修計画、補強工事、一部補強工事及び追加補強工事のそれぞれに要した費用について、当該工事等に要した費用に補助対象者の世帯の市民税の課税状況に応じ別表で定める補助率を乗じて得た額又は同表で定める限度額のいずれか低い額とし、その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(申請手続)

第8条 この要綱による助成金の交付を受け、耐震改修計画及び補強工事（以下この条及び次条において「耐震改修工事」という。）を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該耐震改修工事に関する契約を締結する前に、市長に当該耐震改修工事に対する助成金の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、第1号様式により行うものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、当該耐震改修工事に対する助成金を交付することを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、第2号様式により行うものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、当該耐震改修工事に対する助成金の交付をしないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

5 前項の通知は、第3号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条第2項の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、申請を取下げるときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 交付対象者は、その通知の内容又は付された条件に不服があるときは、通知の日の翌日から起算して30日以内に市長にその旨を届け出ることにより、申請を取下げることができる。

3 前2項の届けは、第4号様式により行うものとする。

(補強工事等の着手)

第11条 交付対象者は、第9条第2項の通知を受けた日から75日以内に交付対象者の選択により補強工事又は一部補強工事のいずれかの工事に着手しなければならない。また、その工事の着手から4日以内に市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の報告は、第5号様式により行うものとする。

(完了の報告)

第12条 交付対象者は、補強工事又は一部補強工事が完了したときは、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

2 交付対象者は、精密診断の結果が上部構造評点で1.0以上あり、補強工事等を要さない場合は、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

3 交付対象者のうち、耐震改修計画が完了し、やむを得ない理由により補強工事の着工を見合わせる者は、その理由を記した書面を添え、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

4 前3項の報告は、第6号様式により行うものとする。

5 第1項から第3項までの各項に規定する報告は、交付対象者が第8条第1項に基づく申請を行った年度の1月末日までに行うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項から第3項までに基づく報告を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、その成果が適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を交付対象者に通知するものとする。

3 前項の通知は、第7号様式により行うものとする。

(助成金の交付請求)

第14条 交付対象者は、前条第2項の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から30日以内に、市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 前項の請求は、第8号様式により行うものとする。

(助成金の交付)

第15条 市長は、前条第1項の請求に対し、交付対象者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消することができる。

(1) 第10条の規定により、交付申請を取下げたとき。

(2) 正当な理由なく助成金の交付請求を行わなかったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為により第9条第2項の通知を受けたとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の取り消しを行うときは、第9号様式により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により助成金交付を取消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた者に対して、期限を定めて、助成金の返還を求めることができる。

(補強工事又は一部補強工事の再開)

第18条 第12条第3項の規定により完了の報告を行い補強工事の着工を見合わせた者のうち、補強工事又は一部補強工事を再開しようとする者は、当該工事について、改めてこの要綱による助成金の交付を申請することができる。

2 第8条から前条(第12条第2項及び第3項を除く。)までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「耐震改修計画及び補強工事(以下この条及び次条において「耐震改修工事」という。)」とあり、第8条第1項並びに第9条第2項及び第4項中「耐震改修工事」とあるのは「補強工事又は一部補強工事」と、第11条第1項中「75日以内に交付対象者の選択により補強工事又は一部補強工事のいずれかの工事」とあ

るのは「30日以内に補強工事又は一部補強工事」と読み替えるものとする。
3 前項の規定により準用する第9条第1項の審査は、まちづくり局長が別に定める基準に基づき行うものとする。

(追加補強工事の再開)

第19条 第12条第1項の規定により一部補強工事の完了の報告を行った者(第18条の規定により準用して一部補強工事の完了の報告を行った者を含む。)のうち、改めて追加補強工事を行おうとする者は、追加補強工事について、改めてこの要綱による助成金の交付を申請することができる。

2 第8条から第17条(第12条第2項及び第3項を除く。)までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「耐震改修計画及び補強工事(以下この条及び次条において「耐震改修工事」という。)」とあり、第8条第1項並びに第9条第2項及び第4項中「耐震改修工事」とあるのは「追加補強工事」と、第11条第1項中「75日以内に交付対象者の選択により補強工事又は一部補強工事のいずれかの工事」とあるのは「30日以内に追加補強工事」と、第12条第1項中「補強工事又は一部補強工事」とあるのは「追加補強工事」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により準用する第9条第1項の審査は、まちづくり局長が別に定める基準に基づき行うものとする。

(交付対象者の努力義務)

第20条 交付対象者(一部耐震補強工事を完了した者及び第12条第2項の規定により完了の報告を行った者に限る。)は、本制度の目的に鑑み、当該住宅について補強計画を満足するよう、引き続き、耐震改修を行うよう努めなければならない。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱(17川ま指第411号。以下「旧要綱」という。)第6条の規定による申請手続きは、工事の着手がこの要綱の施行の前である建築物に係るものを除き、第8条の規定によりなされた手続きとみなす。

3 第18条の規定は、まちづくり局長が別に定める基準に基づき、診断士による精密診断及び補強計画が適正に行われていることを確認することができた場合に限り、旧要綱第8条の規定に基づき、川崎市木造住宅耐震改修工事助成金辞退届を届け出た助成決定者に対しても適用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月11日から施行し、平成23年度の予算に係る助成金から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条第1項第1号関係）

	非課税世帯		一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
耐震改修計画	3/4	225,000円	1/2	150,000円
補強工事	3/4	2,775,000円	1/2	1,850,000円
一部補強工事	3/4	1,388,000円	1/2	925,000円
追加補強工事	3/4	1,387,000円	1/2	925,000円

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。なお、この申請に必要な家屋に関する情報について、関係部局に照会を行うことに同意します。

申請者	住 所 区		
	氏 名	印	
	電 話	()	
届出人	※ 申請者と同一の場合は記入不要です。		
申請の区分	<input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 再 申 請 <input type="checkbox"/> 補 強 工 事 <input type="checkbox"/> 一 部 補 強 工 事 <input type="checkbox"/> 追 加 補 強 工 事		
世帯の課税区分	非課税 ・ 一 般		
概 算 費 用 (不明の場合は記入不要です。)	補助率	助成金申請額	
耐震改修計画	万円	/	, 0 0 0 円
補 強 工 事 一 部 補 強 工 事 追 加 補 強 工 事	万円	/	, 0 0 0 円
			, 0 0 0 円

以下の書類を添付してください。

- 1 住民票の写し（又は登録原票記載事項証明書）
- 2 市民税の納税証明書（「世帯の課税区分」を一般で申請する場合）
- 3 同居するもの全員の過去2か年分の市民税の非課税証明書（「世帯の課税区分」を非課税で申請する場合）
- 4 固定資産税の納税証明書

受 付

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付決定通知書

様

川崎市長

平成 年 月 日受付けの川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付申請について、助成金の交付を行うことを決定しましたので、次のとおり通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区
申請者住所 川崎市 区
申請者氏名

2 助成対象工事等の区分

耐震改修計画
 補強工事 一部補強工事 追加補強工事

3 助成金交付決定金額

(1) 耐震改修計画

要した費用の /
ただし、 , 000円を限度とし、1千円未満の端数を切り捨てる。

(2) 補強工事

要した費用の /
ただし、 , 000円を限度とし、1千円未満の端数を切り捨てる。

4 交付条件

- (1) 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱の規定をお守りください。
- (2) この通知書の通知日から 日以内に補強工事に着手してください。
- (3) 助成金額については、耐震改修工事完了後に、その改修工事に要した費用から確定されます。

5 交付申請の取下げ

本通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知の日の翌日から起算して30日以内に耐震改修工事助成金交付申請を取下げることができます。

川崎市指令 第 号
平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金不交付決定通知書

様

川崎市長

平成 年 月 日受付けの川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付申請について、交付を行わない旨の決定をいたしましたので、次のとおり通知します。

- 1 申請建築物
所在地 川崎市 区
申請者住所 川崎市 区
申請者氏名
- 2 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金の交付を行わない理由

第4号様式（第10条関係）

川崎市木造住宅耐震改修助成金交付申請取下げ届

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金の交付決定通知を受けた建築物について、申請を取下げますので届け出ます。

1 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付決定の通知番号

（平成 年 月 日 川崎市指令 第 号）

2 申請を取下げる理由

氏名

印

受 理 欄

川崎市木造住宅補強工事着手報告書

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金の交付決定通知を受けた建築物について、平成 年 月 日付けで補強工事に着手しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所 川崎市 区

申請者氏名 印

2 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付決定の通知番号

（平成 年 月 日 川崎市指令 第 号）

3 工事の区分

補強工事

一部補強工事

追加補強工事

4 添付書類

（1）工事の工程表

（2）工事の見積書

（3）平面図（現況・補強計画）

受 理 欄

川崎市木造住宅耐震改修工事完了報告書

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金の交付決定通知を受けた建築物について、耐震改修工事が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所 川崎市 区

申請者氏名 印

2 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付決定の通知番号

（平成 年 月 日 川崎市指令 第 号）

3 工事の区分

- 耐震改修計画
- 補強工事
- 一部補強工事
- 追加補強工事

4 添付書類

（1）工事に関する領収書（写し）

（2）耐震改修工事完了報告書

ア 工事請負契約書（写し）

イ 工事の見積書

ウ 精密診断・補強計画・工事監理契約書（写し）

エ 精密診断・補強計画・工事監理の見積書

オ 工程表（精密診断・補強計画・補強工事）

カ 耐震診断判定委員会の判定書（精密診断・補強計画・中間検査）

キ 平面図（現況・補強計画・竣工時）

ク 精密診断書（現況・竣工時）

ケ 打合せ記録簿

コ 工事監理報告書（工事写真等）

受 理 欄

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金額確定通知書

様

川崎市長

平成 年 月 日受付けの川崎市木造住宅耐震改修工事完了届により完了報告がありました建築物の助成金について、次のとおり金額を確定しましたので通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所 川崎市 区

申請者氏名

2 耐震改修工事助成金確定金額 , 000円

3 確定金額の内訳

耐震改修工事の費用	助成金額	助成金確定金額
① 円	② , 000円	②+④
③ 円	④ , 000円	, 000円

助成金額の説明	
①	耐震改修計画に要した費用
②	①の / (円を超えるときはその額)
③	工事に要した費用
④	③の / (円を超えるときはその額)

※ この通知書の日付けから30日以内に市長に助成金の交付請求をしてください。

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付請求書

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金額確定通知を受けた建築物について、関係書類を添えて助成金を請求します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所 川崎市 区

申請者氏名 印

2 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金額確定通知書の通知番号

（平成 年 月 日 川崎市指令 第 号）

3 請求金額 円

4 添付書類

支払金口座振替依頼書

受 理 欄

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付決定取消し通知書

様

川崎市長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱第16条の規定により、川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付決定を取消しましたので、次のとおり通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所 川崎市 区

申請者氏名

2 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付決定の通知番号

（平成 年 月 日 川崎市指令 第 号）

3 川崎市木造住宅耐震改修助成金交付決定を取消す理由

(参考)

川崎市木造住宅耐震改修工事一部完了とする理由書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

平成 年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって助成金の交付決定を受けた建築物について、次の理由により一部完了としたいので届け出ます。

(一部完了とする理由)

氏名

印

受 理 欄